

議案第24号 三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の 制定について

1 改正趣旨

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）別表第4イ公安職俸給表（一）が改定される予定である。

また、昨年成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下「旧改正法」という。）第2条により、給与法第11条における扶養手当の規定が改正されたが、同条については旧改正法附則第6条において経過措置が定められており、当該経過措置は令和8年3月31日に終了する。

これらを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「令」という。）が改定されるため、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額（給与法別表第4イ公安職俸給表（一）を参考に算出しているもの）、扶養に係る補償基礎額の加算額（給与法第11条を参考に算出しているもの）について、所要の改定を行う。

2 改正内容

ア 別表(第5条関係)

《改正後の別表 補償基礎額表》

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340(12,900)	14,170(13,700)	15,000(14,500)
分団長及び副分団長	11,670(11,300)	12,500(12,100)	13,340(12,900)
部長、班長及び団員	10,000(9,700)	10,840(10,500)	11,670(11,300)

備考：()内は現行の補償基礎額

イ 第5条第2項第2号

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額14,500円から15,000円に改定する。

ウ 第5条第3項

《改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額》

令第2条第3項における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和7年度	加算額 (日額)	100円	383円	217円			
令和8年度	加算額 (日額)	廃止	433円	217円			

3 施行期日

令和8年4月1日